

P3-3

全国がん登録における指定診療所の適正化に向けた大阪府の取り組みについて

花原 聡, 中田 佳世, 久馬 麻希, 石田 理恵, 原 加奈子,
小山 史穂子, 栗原 佳宏, 森島 敏隆, 宮代 勲

大阪国際がんセンター
がん対策センター

背景と目的

- 大阪府において、2022年1月1日時点でがん登録推進法に基づき届出の指定を受けた診療所（以下、指定診療所）の数は115施設であった。（図1）
- 2017年～2022年の平均で、毎年約10施設ほどの診療所が新規で指定を受けているが、指定診療所の数が増加しても届出を行う施設、および届出症例がない旨の報告（以下、0件申請）を行う施設は限られていた。
- 未届の施設（届出なし、0件申請なし）に対しては、郵送および電話にて担当者へ督促を行っているが、切手等の郵送料や電話による時間的拘束等、登録室の負担が多くあった。

上記の理由から大阪府では以下の取り組みを行ったので、結果を報告する。

1. 新規指定時に、診療所のがん患者診断数等を事前に把握して、適宜制度趣旨等の理解を促す。
2. 指定後に届出実績のない診療所に対して、過去2年遡り、2年連続で未届の施設（届出なし、0件申請なし）は指定取消しを行う。

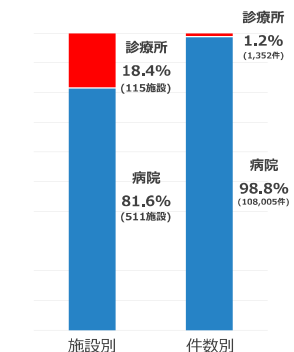


図1. 2022年の届出施設別、届出件数別割合

方法と結果

1. 新規指定時に、診療所のがん患者診断数等を事前に把握して、適宜制度趣旨等の理解を促す。

方法

- 大阪府庁ホームページにて制度趣旨の案内
- 指定申請書様式の項目追加(図2)
- 申請者に制度趣旨の口頭説明

項目追加

【追加項目】

- ・年間のがん患者診断数
- ・年間のがん患者治療数
- ・GTOLの導入についての同意
- ・届出実績による指定取消しの同意

図2. 全国がん登録における指定申請書(別紙1)

結果

- 2023年度に指定申請書を提出した15施設中、新規指定が10施設、**申請見送りが3施設**

※申請誤り2施設(既に指定済み)

【見送り理由】

- ・0件申請に不同意
- ・GTOL導入に不同意

→口頭での説明でも同意を得られず申請見送り

新規指定に際し、以下の問い合わせがあった。

- ・指定を受けていない場合にも、届出義務はあるか → **無い**
- ・指定を受けない場合は、辞退届を提出するのか → **不要**
- ・自施設は既に指定を受けているか → **確認し、回答**
- ・指定を受けないと診療報酬に影響があるのか → **無い**

2. 指定後に届出実績のない診療所に対して、過去2年に遡り、2年連続で未届の施設（届出なし、0件申請なし）は指定取消しを行う。

方法

- 医療機関へ送付する届出案内文書(図3)に、過去2年間の届出実績に基づき指定取消しを行うことを事前通知。

指定取消しに関する通知文

【届出に係る受付期間等】

① 2023 年診断症例がある施設
→ 2024 年 6 月 1 日～30 日の受付期間内に届出をお願いします。（詳細は 2 枚目以降に記載）

② 2023 年診断症例がない施設
→ 上記期間内に、全国がん登録 2023 年診断症例（対象症例なし）に関する申請をお願いします。

指定診療所を辞退された診療所においても、辞退日までの届出症例については届出義務がございますので、上記、①、②のどちらかを受付期間内に必ず行ってください。

図3. 指定診療所の届出案内文(別紙2)

結果

- 115施設のうち、52施設が指定取消しとなった(図4)

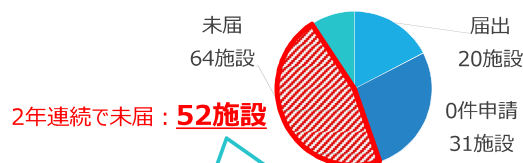


図4. 指定診療所の2022年診断症例届出内訳

法令等の規定より、診断年翌年の12月31日付で以下のいずれかの方法で指定取消しを行った。

- ・大阪府より指定取消し通知の発出(47施設)
- ・医療機関より辞退届を提出(5施設)

指定取消しに際し、以下の問い合わせがあった。

- ・再度指定を受けることは可能であるか → **可能**
- ・指定が外れた後に、届出義務は発生するか → 取消診断年までは発生
- ・がんに係る診療やがん検診等ができなくなるか → **ならない**

結 論

1. 患者数等の項目を追加したことで、新規指定をする時点で診療所の理解が深まり、より適切に手続きが行えるようになった。
2. 指定後の診療所に対しても、届出実態に伴わない施設を整理することで、がん情報の適切かつ効率的な届出がなされるよう努めたい。